

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月28日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第38号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(特定排出機器)

第10条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（以下「省エネルギー令」という。）第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち別に定めるもの
- (2) 省エネルギー令第21条第4号に掲げるテレビジョン受信機
- (3) 省エネルギー令第21条第10号に掲げる電気冷蔵庫

第11条中「15センチメートル」を「5.5センチメートル」に、「7.5センチメートル」を「5センチメートル」に改める。

第12条中「第20条第1号の規定により経済産業省令で定める方法」を「第78条第1項に規定する事項に関し経済産業大臣が定める測定方法」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(環境局地球環境政策部地球温暖化対策課)